

施設見学記録(6) 神戸刑務所

永田憲史

浪速少年院(五五卷六号)

宇治少年院(五六卷一号)

京都医療少年院(五六卷四号)

三重刑務所(五七卷一号)

宮川医療少年院(五七卷四号)

神戸刑務所(本号)

今回は、神戸刑務所の様子を紹介する。神戸刑務所は、府中刑務所(東京都府中市)、大阪刑務所(大阪府堺市)、京都刑務所(京都府京都市)、名古屋刑務所(愛知県名古屋市)と並ぶ、五大行刑施設の一つである。

神戸刑務所の見学は、平成一八年(二〇〇六年)八月に、私の担当する平成一八年度(二〇〇六年度)刑事学Ⅰ・刑事学(通年)の受講生のうち、希望者を引率して行なった。

一 はじめに

神戸刑務所は、兵庫県明石市のJR西明石駅の近くにある。明治の初め頃に神戸市内にあった未決収容施設と既決収容施設が前身である。昭和一二年（一九三七年）に現在地で新築工事が開始された。昭和一八年（一九四三年）に工場や舎房が竣工して、機能の大部分が現在地に移転し、昭和二五年（一九五〇年）に全ての新築工事が完了した。その後、施設が老朽化したため、五大方刑施設の整備の一環として、昭和六一年（一九八七年）から順次改築工事を進め、平成八年（一九九六年）に工事が完了した。神戸刑務所の庁舎の設計については、傳田光長「神戸刑務所の設計について——建築デザイン心理学的発想——」刑政一〇七卷一二号（一九九六）一七頁以下参照。

神戸刑務所は、処遇指標B（犯罪傾向が進んでいる者）とF（日本人と異なる処遇を必要とする外国人）の受刑者を収容する刑務所である。F指標については、平成一〇年（一九九八年）に収容を開始した。

神戸刑務所における処遇の紹介としては、岡田和治「神戸刑務所における釈放前指導活動について」刑政一〇八卷七号（一九九七）九八頁以下、松田辰夫「社会復帰に向けた行刑の教育活動——神戸刑務所の取組——」刑政一一〇卷二号（一九九九）五〇頁以下などがある。また、施設見学記録としては、道谷卓「神戸刑務所の参観について」姫路法学四六卷（二〇〇七）一〇一頁以下などがある。

まず、施設の概要や処遇の内容を紹介したビデオを視した後、所内の見学を行ない、その後、総務部長から講話をしていただき、引き続き質疑応答の機会が設けられた。

二. 処遇の内容

神戸刑務所には、定員六名の集団室が一五〇室、定員一名の単独室が九〇〇室あり、総定員は一八〇〇名であるが、収容者数は、近年、二二〇〇名前後で推移しており、収容率約一二〇%の過剰収容状態にある。そのため、集団室に最大九名の受刑者を収容して対処している。新入は年間約一五〇〇人である。B指標受刑者の約半数が暴力団と過去に関係があった者又は現在も関係がある者であり、全体の約三割は現在も関係があることを明確にしている。暴力団からの離脱を表明し、仮釈放を得ようとするものも多いが、仮釈放が認められないと、離脱の意思表示が虚偽であったと主張する者も少なくない。F指標の受刑者は約一六〇名であるが、日本語をある程度理解し、風俗習慣が著しく相違しない者を中心に収容している。その国籍は、中国が約半数を占め、ブラジル、イラン、韓国、ベトナムが多い。宗教などにより、食事に配慮が必要な者は五名前後である。

罪名別では、覚せい剤取締法違反が三五%、窃盗が三〇%、詐欺が六%、傷害が五%、強盗が五%、殺人が二%などとなっている。宣告刑期は、一〜二年が一六%、二〜四年が五二%、四〜六年が一八%などとなっている。平均は三年五月である。F指標で無期刑の者も収容されている。入所回数、初入が二四%、二〜三入が三四%、四〜五入が一七%、六〜七入が一%、八〜九入が七%、一〇〜一四入が七%、一五入以上が一%となっており、平均回数は約四入である。平均年齢は、約四五歳である。近時、六〇歳以上の者が増加しており、全体の一四%を占めるに至っている。最高齢は八九歳である。六〇歳以上の者の約半数は、通常の作業に適さないため、居室の建物内にあった集会室を改修して工場とし、居室の建物外の工場に歩いて出役しなくともよいように配慮している。

大規模な施設であるため、所長以下、総務部、処遇部、教育部、医務部、分類審議室の五部制を採っている。職員総数は三四〇名であるが、豊岡拘置支所(兵庫県豊岡市)と洲本拘置支所(兵庫県洲本市)に一〇名ずつ職員を割いているため、本所で三二〇名が勤務している。処遇部の処遇部門が二一〇名を占めており、このうち一〇〇名が二五名ずつ四組に分かれ、昼夜勤を担当して

いる。受刑者が外部の病院に入院する場合、三名の職員が常時付添う。

受刑者は、二週間の入所時教育が終わると、その適性に応じて、刑務作業の業種を指定され、就業する。神戸刑務所には、木工、印刷、洋裁、金属、革工、化学、自動車の二六の工場がある。化学工場では、全国の被收容者が使用するスリッパを製造している。また、自動車工場は、民間車検整備指定工場となっており、官公庁の車輛だけでなく、民間の車輛の車検や整備を行なっている。

職業訓練は、整備士国家試験三級の取得を目指す自動車整備科、車両系建設機械運転技能講習を行なう建設機械科、足場組立ての作業主任者技能講習を行なう就業支援コース科の三科がある。整備士国家試験三級は受講者のほとんどが出所までに取得している。釈放前指導においては、職業安定所などの訪問が行なわれている。

月二回、教育休業日が設けられ、作業に代えて、被害者感情教育などが行なわれている。

年間の反則件数は、二〇〇〇件を超えており、その約六割が就業拒否や逃げ込み目的の違反で占められている。単独室への收容を狙った逃げ込みは、集団室の狭隘化や人間関係から、近時増加しつつある。

入浴は、通常週二回であるが、夏期は週三回としている。四〇名〜六〇名程度が利用できる浴場が三ヶ所しかないため、一三時三〇分から入浴を行なっている。その結果、作業時間が短縮されることとなっている。

食事は、管理栄養士の作成した献立に従い、受刑者により所内で調理されている。炊場での作業は毎日午前四時から開始されている。炊場に配役された受刑者は、衛生上の配慮もあって、毎日入浴している。

刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成一七年法律五〇号）五七条により、日曜日などを除き、毎日運動の時間を設けることとされたため、二つ目の運動場の整備が行なわれている。

HIVの感染者も收容している。また、C型肝炎の感染者が多い。

三. 施設の様子

比較的最近整備が完了した施設であるため、建物が整然と配置されている印象を受けた。

まず、印刷工場を見学した。受刑者が作業中であつた。冷房が設置されており、稼動していた。工場では、病院の入院者向けパンフレットなどが印刷されている。

次に、自動車整備工場を見学した。車検や整備のためと思われる自動車が二〇台ほどあつた。

続いて、居室を見学した。集団室は、一二畳ほどで、簡易な木製の机状のベッドが一つ設置されていた。受刑者一名がベッドで就寝し、受刑者二名がその下に足を入れて就寝している。トイレは窓際に設置されており、分隔されているものの、廊下からは見えるようになっていた。テレビが各室に設置されていた。私物の保管のための木製のロッカーが設置されていた(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律四八条参照)。ロッカーはダイヤル式で鍵がかかるようになっていた。単独室は三畳ほどで、こちらにもテレビが設置されていた。懲罰のための部屋には設置されていないとのことであつた。居室は、南向き又は北向きで、建物と建物の間隔がかなりあるため、明るく、特に南向きの部屋の採光はかなりよいように感じた。一方、単独室の建物では、換気扇が稼動しているのを確認できたが、通風はそれほどよいように感じられなかつた。当日、最高気温が三二度という天気の様子もあつて、大変暑く感じた。

居室の建物の入口付近には、鍵付きの提案箱が設置されていた。これは、受刑者が刑事施設視察委員会(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律七条)に提出する書面を投函するもので、刑事施設視察委員会の委員が鍵を管理している(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律九条四項参照)。

なお、収容区画の入口には、指紋認証の機械が設置されていた。

見学中、移動中や作業中の受刑者を目にも多かつたが、高齢者がしばしば見受けられた。

四・感想

集団室のベッドの実物を初めて見たが、それほど高さがなくともあって、下で就寝する受刑者が身動きできない状況が看取された。また、狭隘であるため、普段の生活で受刑者に大きなストレスがかかることが推察できた。

神戸刑務所では、平成一八年（二〇〇六年）五月の連休中に多くの刑務官に休暇をとらせるため、単独室に二名を収容していたところ、受刑者の傷害行為により、同室の受刑者が死亡するという事件が発生している。実際に単独室を見学して、二名を収容するのは、やはり支障が大きいと感じた。また、夜勤の刑務官が通常時でも二五名しかおらず、夜間に外部の病院に受刑者を連れて行くことは人員上困難ではないかと思われた。

総務部長の講話からも、過剰収容の下、規律維持だけでも非常に大きな負担となっており、受刑者に必要な処遇を行なうことが困難であることが窺われた。職員の労働環境を向上させ、受刑者に必要な処遇や病院への付添いなどを十分に行なうためにも、過剰収容状態を早期に解消するとともに、職員の質を下げずに、職員数を大幅に増加させることが必要であると強く感じた。

* 御多忙の折、見学のお世話をいただいた総務部長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。